

公表された会計基準等の修正及び訂正の対応方法について

平成 19 年 7 月

改正 平成 20 年 3 月

最終改正 平成 26 年 11 月

企業会計基準委員会

企業会計基準委員会（ASBJ）において、公表された企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告（以下「会計基準等」という。）の修正又は訂正を行う場合の対応方法は、次のとおりである。

I. はじめに

会計基準等の文言を見直すケースとしては、以下の3つに区分している。

(1) 会計基準等の改正

- ① 会計処理及び開示に関する定めについて、実質的に内容を変更するもの。
- ② 新たな会計基準等又は改正した会計基準等において、用語の変更や会計基準の名称の変更等が生じたことにより形式的に変更する必要がある場合で、かつ、新たな会計基準等又は改正した会計基準等とは異なる時期に変更するもの（同時期に変更する場合は「改正」ではなく、I.(2)①の「修正」となる。）。

(2) 会計基準等の修正

- ① 新たな会計基準等又は改正した会計基準等において、用語の変更や会計基準等の名称の変更等が生じたことにより形式的に変更する必要がある場合で、かつ、新たな会計基準等又は改正した会計基準等に記載された記述に基づき、当該会計基準等と同時期に変更するもの。
- ② 法令等の改正に伴い、参照する法令等を形式的に変更するもの。

(3) 会計基準等の訂正

上記(1)及び(2)には該当しない字句の誤り等を訂正するもの。

以下では、上記(2)及び(3)の対応方法を取り扱う。

II. 修正について

1. 修正方法

- (1) 新たな会計基準等又は改正した会計基準等の公表による他の会計基準等の修正は、新たな会計基準等又は改正した会計基準等と併せて、原則として、企業会計基準委員会の議決及び公開草案の公表を経るものとする。

一方、法令等の改正に伴う会計基準等の修正は、企業会計基準委員会で審議した上で、原則として、企業会計基準委員会の議決及び公開草案の公表を経ずに、公表する

ものとする。

- (2) 新たな会計基準等又は改正した会計基準等の公表による他の会計基準等の修正内容は、新たな会計基準等又は改正した会計基準等において、その文末に「本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」等の見出しを設けて記載する。

(新たに公表する会計基準等において修正を行うイメージについては2. 参照)。

- (3) 修正の対象となる会計基準等は、修正を反映後、遅滞なくホーム・ページで公表する(修正の対象となる会計基準等における修正反映後のイメージについては3. 参照)。

2. 新たに公表する会計基準等において修正を行うイメージ

本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正

20 本会計基準の公表に伴い、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う(下線は追加部分、取消線は削除部分を示す)。

- (1) 企業会計基準第 XX 号「XXX に関する会計基準」

① 第X 項 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3. 修正の対象となる会計基準等における修正反映後のイメージ

企業会計基準適用指針第 XX 号

×××に関する会計基準の適用指針

平成 20 年 × × 月 × × 日

企業会計基準委員会

本適用指針は、平成 26 年 XX 月 XX 日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。

- (1) 企業会計基準第 XX 号「XXX に関する会計基準」(平成 19 年 XX 月 XX 日公表)
(2) 企業会計基準適用指針第 XX 号「XXX に関する会計基準の適用指針」(平成 19 年 XX 月 XX 日公表)
(3) 企業会計基準第 XX 号「XXX に関する会計基準」(平成 20 年 XX 月 XX 日改正)

目 次

目 的

III. 訂正について

1. 訂正方法

- (1) 訂正する会計基準等は企業会計基準委員会の審議事項として取り扱い、訂正内容を審議した上で、原則として、企業会計基準委員会の議決及び公開草案の公表を経ずに、公表するものとする。
- (2) 訂正の対象となる会計基準等は、訂正を反映後、遅滞なくホーム・ページで公表する（訂正文書のイメージは2.参照。また、会計基準等における訂正反映後のイメージについては3.参照）。

2. 訂正文書のイメージ

企業会計基準第XX号

「×××に関する会計基準」の訂正について

平成26年××月××日
企業会計基準委員会

企業会計基準委員会は、平成XX年XX月XX日に企業会計基準第XX号「XXXに関する会計基準」を公表しました。今般、当該会計基準について字句等の誤りが見つかったため訂正を行っています。なお、本訂正は会計処理及び開示に関する定めを実質的に変更するものではありません。

3. 訂正の対象となる会計基準等における訂正反映後のイメージ

企業会計基準第XX号

×××に関する会計基準

平成××年××月××日
企業会計基準委員会

本会計基準は、平成26年XX月XX日に公表された「企業会計基準第XX号「×××に関する会計基準」の訂正について」による訂正が反映されている。

以上